

新潟市附属機関設置条例（抜粋）

昭和35年12月21日

条例第39号

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に定めのあるもののほか、市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

（所掌事務）

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

（組織等）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	新潟市総合計画審議会	1 市長の諮問に応じ、市総合計画に関して必要な事項を調査審議すること。 2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。